

# 附 則



# 附 則

## 1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成27年6月1日から実施いたします。

## 2 需要場所についての特別措置

### (1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定

める特例設備以外の負荷設備があること。

- (ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。
  - a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
  - b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担

金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ(工事費の負担)の適用については、59(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものといたします。

### 3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、16(従量電灯)(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

### 4 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない計量器の場合で、付属装置に計量値が記録され、遠隔検針により確認できる計量器により計量するときの計量器の読みは、25(使用電力量の計量)(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

## 5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

### (1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めま  
す。

### (2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算  
定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネ  
ルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最 初 の 30日 まで	4,448 円 22 銭	6,342 円 73 銭	10,043 円 61 銭	13,790 円 77 銭	2,447 円 21 銭
30日をこえる 1日につき	37 円 73 銭	54 円 25 銭	110 円 88 銭	169 円 85 銭	66 円 02 銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が  
40,700円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費  
調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定され  
た平均燃料価格が40,700円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて  
算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、  
次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	34 銭 7 厘	69 銭 2 厘	1 円 38 銭 6 厘	2 円 07 銭 8 厘	69 銭 2 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

## 6 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

## 7 料金についての特別措置

(1) この供給約款実施の日から平成27年9月30日までの期間に使用される電気に係る料金率については、15（定額電灯）(4)ロ(イ)およびハ、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホ(ロ)、17（臨時電灯）(1)ハ、(2)ロおよび(3)ロ(ロ)、18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ) a およびロ(ハ)、(2)ロならびに(3)ハ(ロ)、19（低圧電力）(5)ロ、20（臨時電力）(3)イおよびロ(ロ)、21（農事用電力）(3)ロならびに附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

### イ 定額電灯

#### (イ) 電灯料金

20ワットまでの1灯につき	122円 80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	208円 87銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	294円 94銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	467円 09銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	467円 09銭

(ロ) 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	217円 11銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	367円 23銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	367円 23銭

ロ 従量電灯

(イ) 従量電灯A

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	360円 12銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21円 92銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28円 35銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円 41銭

(ロ) 従量電灯B



最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円 56銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	23円 84銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円 42銭

## ハ 臨時電灯

### (イ) 臨時電灯 A

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円 30銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16円 59銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円 59銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	165円 79銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	165円 79銭

### (ロ) 臨時電灯 B

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	618円 41銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	35円 32銭

### (ハ) 臨時電灯 C

1キロワット時につき	29円 84銭
------------	---------

## ニ 公衆街路灯

### (イ) 公衆街路灯 A

#### a 電灯料金

20ワットまでの1灯につき	111円 78銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	191円 16銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	270円 53銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	429円 29銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	429円 29銭

b 小型機器料金

50ボルトアンペアまでの1機器につき	197円 67銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	334円 83銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	334円 83銭

(ロ) 公衆街路灯B

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	322円 49銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	20円 93銭

(ハ) 公衆街路灯C

1キロワット時につき	18円 30銭
------------	---------

ホ 低圧電力

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円 07銭	15円 62銭

へ 臨時電力

(イ) 定額制供給の場合

契約電力1キロワット1日につき	199円 85銭
-----------------	----------

(ロ) 従量制供給の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円 26銭	18円 53銭

ト 農事用電力

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円 69銭	11円 64銭

チ 農事用電力（脱穀調整用電力）

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
最 初 の 30日まで	4,403円 51銭	6,253円 31銭	9,864円 44銭	13,522円 17銭	2,357円 79銭
30日をこえる 1日につき	36円 24銭	51円 27銭	104円 91銭	160円 90銭	63円 04銭

- (2) 平成27年10月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。